主 文 本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。 理 由

本件抗告理由を要約すれば次の通りである。

元来強制執行はその執行の効果が執行債権者に帰属することを要し執行外第三者につき効果が及ぶべきものではない。然るに本件執行に当つては執行文上執行債違者となつている相手方をもつて執行外第三者の代理人として執行を完結して可見とながある。しかのみならす右第三者たるAは意思能力もない無能力者であつて現長人も定まつていないことを熟知しながら執行吏は勝手に相手方をその代理人として事情があると共にこれを相手方を右無能力者の代理人として目的物件を引渡したもので明かに違法である。又本件債務名義である和解調書自体無効であるか少くとも執行不適として執行をの付与かあったとしては執行不適としては執行不適としては執行である。と間方に執行文の付与かあったとしては執行を表記である。

仍て考えてみると本件記録によれば本件執行の債務名義となつている和解調書において抗告人は相手方に対し第三者たる無能力者Aに本件不動産を引渡すべき義務を負担した和解契約を締結したものであるが抗告人がこれを履行しないため債権者たる相手方が執行文の付与を得てその執行に着手したが執行吏は本件不動産を相手方に引渡して執行を終了している。

而して右和解契約は第三者の為にする契約であるから元来第三者たるAが受益の意志表示をなし本件不動産引渡請求権を行使すべき筋合であるが右第三者がこれをしない場合でも債権者は自ら債務者に対し第三者に給付すべき旨の請求権を行使し得ることは当然である。此の場合直接強制執行の方法によつてこれをなし得ることの論で執行吏は該不動産を債務者の占有から解放して第三者に引渡すことになるのでその効力はもとより第三者に及ふものであつて、執行の効力が執行外第三者に及びないとか右債権者は執行債権者として適格がないという論旨は採用できない(昭和四年九月二十六日大審院判例参照)。

(要旨) 而して本件にあっては第三者の為にする契約の要約者として相手方が執行文の付与を受けて居り、執行吏は〈/要旨〉債務者(諾約者)たる抗告人の占有する引渡しているのであるが右は執行吏としては右執行関係においては債権者たる引渡しているのであるが右は執行吏としては右執行関係においては債権者たる相手方にする契約において債権者は第三者の為に債務者から直接に目的物の引渡を受けれが代理占有をなし後これを第三者に交付することが許される場合かあることが代理占有をなしその措置必らずしも違法とはいえない。従って右は右有関係の問題であって相手方を無能力者の後見人又はその代理人とみたわけでおいるその問題であって相手方を無能力者の後見人又はその代理人とみたわけでおいて後見制度を無視した違法という論旨は当らない。その他前記執行の途上において手続上何等の瑕疵を見出し得ないのみならず抗告人の他の論旨も結局本件債務名義流の和解調書の内容や執行債権者の適格等を攻撃するもので執行方法に関する異議の理由としては採用の限りでない。

然らば抗告人の執行方法に関する異議申立を却下した原決定は相当で本件抗告は 理由がないから民事訴訟法第八十九条を適用して主文のように決定した。

(裁判長判事 植山日二 判事 佐伯欽治 判事 松本冬樹)